

学習環境の改善を図るため、目指す学校規模を下回る学校から再編の検討を行います。

ウ 取組の時期

再編の取組を始める時期は、児童生徒の学習環境に配慮し、児童生徒数の推移や教育を取り巻く環境の変化などを見ながら、計画の見直しに合わせて柔軟に対応します。

(2) 再編の方法等

再編を学校の統合による場合は、対等な統合とし、統合後の学校は、新校として設置します。

また、新しい学校名や学校行事、児童生徒の事前交流の方法など、学校統合の準備として必要な事項について協議する組織を設置します。(38ページ参照)

再編後の学校の位置は、既存の学校敷地の活用を前提とし、既存の校舎を再編後に使用する場合は、原則、改修又は建て替えを行います。

(3) 通学時の安全等

ア 距離

国の基準である小学校4km、中学校6km、通学時間はおおむね1時間を超えないことを前提としながらも、通学時の安全確保や児童生徒の負担を念頭に、計画策定時点での本市小・中学生の通学距離や通学時間を考慮し、おおむね小学校は3km、中学校は5kmを越えないことを目安とします。

イ 通学方法

徒歩での通学を原則としますが、再編に伴い通学距離が一定以上に延伸し、徒歩や自転車による通学が著しく困難となった場合や通学上の安全確保に必要なが生じた場合は、本市の地理的条件も考慮し、学校、保護者、地域、関係機関等との協議の上、公共交通機関（路線バス）の活用策を検討します。

ウ 安全性の確保

通学路の安全については、「日立市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の点検や安全対策を推進し、安全確保に努めます。

(4) 児童生徒への配慮

再編による児童生徒の不安等をできる限り軽減し、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、学校間の事前交流等を積極的に進めます。

また、統合前後における教職員の継続配置や加配制度（増員）の活用など、学校の指導・運営体制を整えることで教職員の負担軽減に努め、児童生徒や保護者に向き合う時間を確保し不安の軽減を図ります。

(5) その他の配慮事項

ア 保護者負担への配慮

再編に伴う通学先の変更にあたっては、従前校の制服や持ち物を使用することを原則とし、新たな保護者負担が生じないように配慮します。

また、通学に路線バス等の利用が必要になった場合等、必要に応じて経済的負担の軽減策を検討します。

イ 学童保育の充実

学校統合にあたっては、併設する児童クラブ定員のニーズに見合った増員や、それに伴うクラブ室の確保など、学童保育の充実を図ります。

ウ 跡地活用

再編により使わなくなる学校施設や敷地の利活用方法の検討にあたっては、関係部署による組織横断的な検討委員会を設置し、地域の活性化につながる利活用の方法を地域の意見や要望を尊重しながら検討します。